

## 平成25年度第3回 野洲市景観審議会会議録

### 要 約 版

開催日時 平成25年12月13日（金） 午後2時から4時  
場 所 中主防災コミュニティセンター2階 防災研修室

#### 1. 開会

【事務局】 第3回野洲市景観審議会を開催させていただきます。

まず、本審議会の成立ですが、9名中、7名の委員の出席で、野洲市景観条例施行規則第22条第3項の規定により、本日の景観審議会が成立しています。

#### 2. 挨拶

【会長】 野洲市の良好な景観まちづくりに向けて、屋外広告物条例の制定に向けて検討しているが、前回には、事務局より素案を説明いただき協議を行った。

野洲駅南地区の中山道沿道に対する規制、屋上広告物に対する高さの規制、野立看板に対する大きさの規制、4地域に大別するという辺りが野洲市独自の案。

そして、先日実施された「景観まちづくり懇談会」での結果報告について、事務局より報告を受け、その後、条例（素案）の内容確認を行い、順次協議を行いたい。

【市長】 できるだけ適正な最新の条例にしたいということで、まちなみに沿った、あるいは適正な景観、良好な景観を形成するような中への位置付けをして頂きたいという趣旨で案を作っています。

それと、市民との懇談会を開催しました。幸い良い意見が沢山頂け、人数は多くは無かったが、実務に沿った意見が頂けたので、最終的な案をおまとめ頂きたい。

有益なご議論頂いたうえでパブコメにかけると案までまとめて頂ければ幸いと存じます。

【事務局】 （資料確認）

#### 3. 協議案件

##### ○野洲市屋外広告物条例（案）について

【会長】 それでは議事に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （資料3、資料4、資料5、参考資料、資料6を用いて説明）

本日は最終素案としている資料5の条例の部分と、資料6の規制地域の概要図、規制基準表の内容をご確認頂き、パブリックコメントに向けてのご意見等を頂けたらと考えています。

【会長】 大きくは4つの区域に分けて野洲市内全部にかかっているということが一つあります。今まで県条例を使っていたものに対して、野洲市独自の網が新たにかかったということで、またその一つ一つの地区に、1から4まで厳しいところから少し緩くなるというかたちで色々な広告物を色んな種類で規制しようというもの。

表で見たように、赤文字のところが厳しくなっている。パブリックコメントに出すものであり、その整合性を見ていただければと考えます。

【A 委員】 条例素案の第2条の定義で、屋外広告物を定義づけるとありますが、これはどういうことか。

【事務局】 こちらは、「この条例において屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告旗、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの。並びにこれらに類するものをいう」という文章です。

【A 委員】 これは条例案ではなくて、それをひっぱった内容ということか。

【事務局】 わかりやすく書き直したものです。

【A 委員】 第5条の3項で電柱が禁止物件になっているが、規制基準表を見ていると電柱広告で巻付と袖付の基準があり、整合性が合わないのでは。

【事務局】 第5条で禁止しているのは、基本的に関西電力等の許可を受けなければ電柱広告は設置できないとなっており、無許可でのはり紙、はり札、立看板も設置はできないと整理しているものです。それで掲出される場合で巻付なりの高さを整理しているとなります。

【会長】 条例の元は、県のものがベースとなっているのですね。

【事務局】 はい。滋賀県条例の場合は禁止地域と許可地域という条文の作り方になっていません。県条例の第5条、第6条あたりです、そこを野洲市は第6条の規制地域と整理をしている。その部分が一番大きなところになります。

条例での整理をした条文をパブコメでの資料案というかたちでご意見いただくので、そちらは第4回の景観審議会で条例文で説明を考えています。

【A 委員】 資料4でもともと高さが7mを4.5mにすると、違反物件が38ほどあるということですよ。3年間は経過措置あるわけですよ、許可済ということで。38件という結構な割合ではないか。実際どのような手続きをされるのか。

【事務局】 野洲市条例が施行された場合は野洲市条例のみに移り、平成26年8月1日に野洲市の条例が出来上がった場合は、その日以降は野洲市の条例の中だけで確認するとなります。

経過措置について、守山市、長浜市、草津市、それらの経過措置を確認し、最長7年間の既存物件に対する経過措置期間を与えることを考えています。

【B 委員】 保全ですね。看板の。飛んでいくとか、そういうものについての具体的に一項目できないかと。今は禁止広告物に関して、第4条には設置してはならないと、見苦しくなったものが当然出てくると思うが、対策ができないのかと。

【事務局】 継続申請なのですが、こちらは安全点検調書を添付義務があり、それにより確認しています。禁止広告物で謳っているところと、実際申請出している方は15条で適正に管理をしてくださいと、なっています。第3条で県条例にはないが、新たに付け加えたもので、広告主及び広告業者の責務ということで、看板はきちんとルールを守って下さいというものを書き、広告主、広告業者に指導していけたらと考えています。

【C 委員】 分譲地、そこには野立看板立てています。のぼり旗も0.6m×1.8mくらいのも

ので、全体の本数によって野立の面積に加算されるのか教えていただきたい。

【事務局】 屋外広告物として申請いただいたら、確認できるもの。掲出される場所によってそれが自家の場所になるのか、自分の土地でないところになると宣伝看板となり、面積に対する規制がかかってくる。

【D 委員】 基準表の中の第3種とか第4種の赤斜線の部分、これは何ですか。

【事務局】 こちらは都市計画法に基づく住居の用途部分になります。通常の第3種、第4種よりも若干厳しい数字がはまっている。

【D 委員】 マンセル値は検討したけど今回導入しませんということですが、許可基準で、「蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと」とあるが、こういう材料を看板に使ってはいけないということですね。

【事務局】 こちらは一般基準ということで整理しています。「蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと」と整理していますので、全面が蛍光のみで作られているもの等のご遠慮頂きたいというところですね。あくまでも掲出される方のご協力、ご賛同を得るような部分が出てこようかと思えます。

マンセル値となると、これは申請される方に看板のどこがマンセル値でいうところの何色に該当するのか、というところまでの資料を求めることになります。まずは野洲市の条例と条例施行規則を制定し、運用する中で課題も一定見えてくると整理しています。

また、参考の情報として、滋賀県下で各市の景観行政団体が協議会を持っています。そちらでは琵琶湖岸について、マンセル値の一定規範的な数値で「派手なものはやめましょう」というのが基本的な考え方になっていますが、そういうものを検討している最中です。

【D 委員】 今回は高さや大きさについてで、色はまた今後の検討ということですね。

【事務局】 はい。そのように整理しています。

【会長】 今ご質問あったように、色も当然大事な話でありセットで考えなければいけないけれども、まずはベースを作ろうと。

【E 委員】 県の計画に準じて行くいただきたい原則として3つ4つあったと思いますが、1つは建物の制限、もう1つは市街地景観づくり、3つ目はそれを指導して行く場合の実行性、それから今日のような広告物の規制、更にまちづくりと景観を連動させるという観点から、あまり規制規制でやるとまちづくりが浮いてしまうのではないかと心配していますが、如何か。

【事務局】 都市計画マスタープランは野洲市全域の目指すべき都市の将来像を主に謳っています。景観は景観計画を定めてその中で建物に対する制限とか、色に対する規制でまちづくりを一つ方向付けて行くと。屋外広告物については景観計画から外れるものになるので、良好なまちづくりのためには建物、工作物に対するものと看板に対する適正な規制が必要と考えています。

きちんと市民の理解を得たもので、わかりやすく理路整然とされたものであれば適正なルールの中で整序だったまちづくり、良好な景観まちづくりに役立って行くと考えています。

【F 委員】 高さ制限とおっしゃいましたが、今日いただいた資料の中でイメージ図の方で、

滋賀県は高く看板出せるが、野洲では4.5mと定めるということはいいが、これがかえって横一列になって、高さの景観はよくても、今度横の景観がどんなかたちになるのかなという心配があります。

【会長】 道路から離れて行くと、見えなくなりますよね。なので横というより道に沿ってということはあるかもしれない。

【事務局】 実際草津市が25年1月全域4.5mとしてスタートされ、経過措置もあるので、条例の抜けではないが、抜け穴を狙ってどうかたちになってくるのか、横に広がって行くのかは条例施行してみないとわからないところがあります。

【会長】 シミレーションが出来ないですからね。山々のスカイラインが見えるだとか、三上山が見えるとか、そういうものは守られるのではないか。

【C 委員】 高さの制限の中で本体の脚から上限までとのことだが、8号線走れば分かるように、看板は山の上の土手に立っている。あれは脚と看板本体の高さでも4mも無い。ただ、高さが7mくらいになっており、かなり目立っている。

【事務局】 基準の高さを何にするかですが、今提案しているのが基礎からの高さ4.5mということで、野洲の場合はどちらかという基礎の位置は道路と同じか低いぐらいのところが多い現状かと思います。

【会長】 既に県内で施行しているところと野洲がどうかというのを知っておく必要がある。肝心なところだけ表を作っていたら理解しやすい。

【事務局】 はい。

【会長】 他に何か。

無ければ本日皆さんから色々と意見、質問を踏まえ、条文を整理いただいてパブコメ案として了承してよろしいか。またこの案件は継続審議とします。よろしいか。

【委員一同】 了承

#### 4. その他

【事務局】 次回の審議会の日程は3月上旬を予定しています。

【会長】 最後に何か。無いようでしたら、第3回野洲市景観審議会を終了します。皆さんどうも有難うございました。

#### 5. 閉会

【部長】 委員の皆さんには長時間に渡りましてご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。本日審議の中で色々ご意見いただきましたので、来るべき条例案を整理いたしまして、それをもってパブリックコメントを実施し、市民の皆さんのご意見を伺いたい。その上で、次回の審議会では市民の皆さんのご意見を一定整理させていただき、市の対応としてご審議いただき、答申をお願い致す考えです。

本日は大変有難うございました。

—— 終了 ——